第８期大田区男女共同参画推進プラン実績評価（概要）【令和７年度】

資料7

事業No.	事業	事業の内容	令和７年度事業実績	計画期間評価区分	計画期間最終評価	所管課
7 ②	男女共同参画に向けた意識啓発	啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	・パネル展（７回、延べ254日）を開催しました。 ・エセナフォーラムを開催しました。（10月18日～10月19日、参加者270人） ・講演会「脚本家　吉田恵里香さん講演会　すべての人に光があたる社会へ」 ～はて？に込めた思い～」を開催しました。（10月18日開催、参加者186人）	A	エセナおおたの大森北四丁目複合施設への移転を機に、自習スペースを設置しました。積極的な周知を行い、講座や貸室利用に限らない利用促進を図った結果、中高生を含む幅広い世代の利用者が増えたことで効果的な啓発につながりました。また、複合施設内で連携し、エセナフォーラム・展示事業共に、参加者及び実施延べ日数を拡大させることができました。	人権・男女平等推進課
7 ④	男女共同参画に向けた意識啓発	家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	家庭・地域の教育力向上に関する事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みました。	B	男女平等・男女共同参画の視点で家庭教育学習会に取り組みました。	教育総務課 （教育地域力）
18	ひとり親家庭への就労支援体制等の充実	ひとり親家庭の親や子どもの傷病や技能習得のための通学・就職活動等で一時的に家事・育児等が困難なときに、家事援助者を派遣し、自立安定を支援します。	令和７年４月から所得制限を撤廃しました。 ・件数　：1,773件 ・時間数：4,229時間 ・委託事業者との定例報告会：12回（月１回）	B	所得制限撤廃により対象見込の区民に対し勧奨通知を送付しました。その他ひとり親手当の申請及び相談に来所した区民に対してもチラシにて周知を図った結果、登録者が令和６年度末時点27世帯から42世帯（令和７年度末時点）に増加し、利用実績も右肩上がりでした。 引き続き一時的に日常生活に著しく支障があるひとり親に対し、ホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児のサポートをしていきます。	各生活福祉課 子育ち支援課
22	暴力防止に関する講座の実施	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座等を実施します。	・デートＤＶ防止出前講座（３回）を開催しました。 東邦大学　　：出前講座（６月24日、参加者120名） 二十歳のつどい：啓発活動（１月12日、参加者104名） 地域包括支援センター入新井：出前講座（1月21日、15名） ・ＤＶ防止講座（1回）を開催しました。（11月29日、参加者15人）	A	デートDV防止講座での連携先を拡大することができました。また、大森北四丁目複合施設内の他部署との連携を推進することができました。 職員研修についても窓口業務担当職員を中心に継続的に実施し、被害者保護の観点での窓口対応が行えるよう取り組みました。	人権・男女平等推進課
27 ④	被害者の立場に立った相談体制	「国際都市おおた協会多言語相談窓口」 被害者の状況に合わせて相談を受けるとともに、適切な機関につなげます(多言語通訳相談員による相談)。	・多言語窓口での相談件数 DVの相談：45件	B	多言語相談窓口において、相談内容に応じて、適切な支援機関につなげました。	地域力推進課 （国際都市おおた協会）
32	職員に向けたＤＶ防止研修	庁内の手続きや相談窓口において、ＤＶ被害者を認識し、適切な相談窓口等につなぐなど、ＤＶ被害者への的確な対応のために必要なスキルを身につける研修を全職員を対象に実施します。	・主に窓口業務を行っている部署を中心に、東京都の職員を招きＤＶ防止の庁内研修を実施しました。（10月30日、参加者56人） ・東京都等主催の研修への参加、外部講師を招きDV相談ダイヤル職員向けスーパーバイズ研修を実施しました。	B	庁内職員に対して、DV被害者に対する適切な対応方法を学ぶ研修を毎年継続的に実施し、被害者保護の観点での窓口対応が行えるよう取り組みました。 次期プラン移行も継続して実施し、職員に対する制度の周知徹底にのみならず、DV防止に向けた知識の醸成を行っていきます。	人権・男女平等推進課
39 ①	庁内の連携体制の構築	被害者の保護及び支援にあたり、関係部局間相互の情報交換や状況把握、連携が必要となった場合や、個々の事例について具体的援助方法の検討が必要となった場合など、必要に応じて「要支援家庭等対策委員会」による庁内連携を図ります	「大田区地域共生社会推進本部」を年２回実施し、部局横断的な課題への検討を行い、次年度の事業の方向性として、「大田区重層的支援体制整備事業実施計画（令和８年度～令和10年度）」を策定しました。 複合的な課題に対して、関係機関が連携してチームで支援する体制を調整する「重層的支援会議」を年129回実施しました。	A	令和４年度にモデル事業、令和５年度から重層的支援体制整備事業を本格実施するとともに、庁内の包括的な支援体制を協議・検討する場となる大田区地域共生社会推進本部を立ち上げることができました。 チーム支援の調整機能の構築やシステムを活用した情報連携など、分野横断的な庁内の連携のしくみづくりを一定程度整備することができ、体制強化を図ることができました。	福祉管理課

事業No.	事業	事業の内容	令和７年度事業実績	計画期間評価区分	計画期間最終評価	所管課
110	乳幼児 ショートステイ事業	生後５日から２歳未満の乳幼児を対象に、家庭での養育が一時的に困難な場合やレスパイト（休息）として利用できる宿泊型のサービスです。	・利用者数　　：　94人 ・延べ利用回数：306回 ・利用日数　　：864日	A	令和６年度の事業開始当初と比べて事業の周知が進み、利用者数が増えました。令和７年度は受入施設を１施設追加して２施設とするなど、事業拡充を行い、利用ニーズに対応しました。 その結果、利用者数及び利用日数が大幅に増え、乳幼児の保護者の負担軽減につながりました。	子育ち支援課
46	一時預かり保育事業	家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	・萩中児童館 利用人数：1,144人 ・東嶺町分室 利用人数：1,856人	A	新たに東嶺町分室で一時預かり事業を実施し、更なる利用枠の拡大をを図ることができました。	子育ち支援課
51	学童保育事業	就労等のために昼間保護者がいない家庭の小学１年生から６年生までの児童を預かります。	令和６年度学童保育定員数6,050人に対し、新たに出席率から柔軟に受入可能数を検討した結果、７年度6,380人と対前年度330人の定員増となりました。	A	状況に合わせて柔軟に受入可能数を検討した結果、定員を増やすことができました。	子育ち支援課
52 ④	子育て相談	保護者がニーズに合った保育サービスを適切に選択できるよう、保育サービスアドバイザーが支援します。また利用者に身近な児童館や特別出張所、子ども家庭支援センターなどにも出張し、子育て支援情報の提供、助言を行います。	・相談件数 窓口：2,407件 電話：2,395件 ・オンライン 入所説明会　：８回 個別相談　　：８回 土曜日説明会：１回　　計　404人参加 ・保育所入所に関する説明動画　　再生回数：2,031回	A	窓口相談、電話相談、オンライン相談など保護者のニーズに応じた相談体制を作り、子育て支援情報の提供、助言を行った。 相談の予約方法として電子申請も可能とし、保護者の利便性を図りました。 入園申込みのしおりの内容に沿った説明動画を配信しました。 リーフレットを作成して子育てに関する相談を周知し、関係機関と連携しながら在宅世帯への支援を実施しました。	保育サービス課
56	産後家事・ 育児援助事業	家事や育児の補助支援をすることで、家事・育児の負担軽減を図るとともに、育児の孤立化を防ぎます。また、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援サービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぎます。	・「ぴよぴよサポート」 新規申請者　：　1,949人 利用者数　　：　1,371人 延べ利用回数：　7,912回 利用時間数　：17,156時間 ・「にこにこサポート」 新規申請者　：　1,753人 利用者数　　：　　950人 延べ利用回数：　4,554回 利用時間数　：10,759時間	A	事業開始以降、より多くの方にご利用いただけるよう利便性の向上等について検討を重ね、利用対象者や利用上限時間数など、事業内容を拡充してきた。その結果、利用者数及び利用時間数が大幅に増え、子育て世帯の家事・育児の負担軽減につなげた。	子育ち支援課
66	商店街における 女性の活動の支援	商店街の女性会員の活躍を支援する事業(商店街次世代リーダー育成塾等）や大田区商店街連合会女性部の活動を支援します。	・商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント、若手・女性支援事業）５事業 ・商店街チャレンジ戦略支援事業（女性活躍推進事業）３事業 ・区商連女性部への支援 月１回の役員会や総会、新春懇親会の運営支援を行いました。	B	商店会に所属する若手、または女性が主メンバーとなって実施するイベントの支援をすることで、男女共同参画の推進に資する機会を創出することができました。結果、事業数は増加し概ね計画通り遂行できました。 継続して区商連女性部会議へ参加し、女性部の活動方針や課題を早期に把握し、事業実施に向けた調整の負担軽減に寄与しました。	産業経済課
70	エイズ及び性感染症の 予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業としてパネル展や学校向けの講演会等を実施します。	・検査 HIV及び性感染症（定例）：24回 HIV及び梅毒：２回（即日） HIV抗体　　：403件 ・普及啓発 エイズ予防月間中（11月16日から12月15日）に区報、デジタルサイネージによる周知とパネル展の実施 東京工科大学新入生オリエンテーションにて啓発グッズを700個配布 二十歳のつどいでチラシ等を300個配布 ・講演会 開催回数：５回 参加人数：569人	B	感染症法に基づき、HIV及び性感染症の検査を実施しました。また、エイズ予防月間や二十歳のつどい、中学生向け講演会など機をとらえ、HIV・性感染症などの普及啓発を行いました。 今後も引き続き検体体制の充実、若年層への普及啓発に努めます。	感染症対策課
77	両性の尊重を 認識できる性教育	異性を互いに尊重できるよう、男女平等教育を効果的に推進するため指導方法等を研究し、指導を実践します。	年度当初に、各学校から教育課程届の補助資料として、性に関する指導の年間指導計画の提出を求め、確実な指導の実施を図ります。また、第１回人権教育研修会の中で人権課題「性自認」「性的指向」についての講義を行い、教職員の理解を深めました。	B	教育課程届の補助資料として、性に関する指導の年間指導計画の作成を定めることは、確実な指導の実施に効果的でした。人権教育研修会や、人権教育学習資料・指導資料のテーマに人権課題「性自認」「性的指向」を設けることで、教育委員会として意図的に当該事例についての学習機会を設けることができました。	指導課

事業No.	事業	事業の内容	令和７年度事業実績	計画期間評価区分	計画期間最終評価	所管課
91	区民協働による 男女共同参画講座	区民の自主グループによる男女共同参画を目的とした講座の企画・運営を支援し、区民との協働を推進します。	エセナフォーラムにおいて９団体が参加し、区民向けに団体の強みを活かしたワークショップを行いました。	B	大田区を拠点とし、男女共同参画社会の実現をめざす活動を行っている団体（法人格のないものも含む）またはグループの出展を募集し、フォーラムを共に開催・運営することができました。参加者からは、「楽しく参加できた」「貴重な体験ができた」「参加して良かった」との声があり、多くの参加者に男女共同参画を学ぶ機会を提供し、区以外の主体と連携し地域での取組を進めました。	人権・男女平等推進課
105	男女共同参画推進のための 拠点施設機能	男女共同参画社会の実現をめざした取組の拠点施設として、男女共同参画推進プランに基づく推進事業を実施します。	・男性向け講座 ・父親向け講座 ・女性リーダー育成講座 ・デートＤＶ防止出前講座　等 上記をはじめとした啓発事業を実施しました。	A	エセナおおたにて区民向け啓発事業を実施しました。 大森北四丁目複合施設に入居している、他課と連携した出前事業も実現しました。また、大田区内教育施設に向けた出前事業も実施することができました。 加えて、若い世代を含むより多くの方にエセナおおたに来館してもらえるよう、自習スペースを設置し、幅広い利用者層につながりました。 これにより、年齢・性別に関わらず広く男女共同参画啓発に寄与することができました。 引き続き大田区内の男女共同参画意識啓発に向けて、他部署との連携も密に図っていきます。	人権・男女平等推進課